

その他の事項

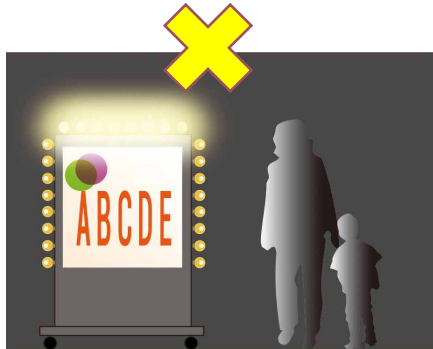
【点滅又は回転等】

- ・点滅又は回転等をしないこと。ただし、可変表示式屋外広告物について、別に定めがある場合※は、これによるものとする。

御 堺 四 な 土 国 中

適切なあかりで、効果的な照明による広告物の夜間照明は、まちなみの夜間照明のひとつです。建築物と同様に、一体的なデザインとして意匠や配置を検討しましょう。

※「重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱」を確認しましょう。



広告物に照明を設える場合は、点滅または回転させないようにしましょう。



夜間照明を一体的にデザインした例

【一時広告物】

- ・暫定利用、イベント対応時について、別に定めがある場合※は、これによるものとする。

御 堺 四 な 土 国 中

イベント等のために一時的（原則一カ月以内）に広告物を掲出する場合当等は、別に定める協議が必要です。

※「重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱」を確認しましょう。

※ 詳細は 2-25 頁以降を参照してください。

【ガラス面の広告】

- ・ガラス面については、建築物の高さが 10m 以下の部分へ設置する広告物で、外観と一体的にデザインされたもののみ設置することができる。

御 堺 四 な 土 国 中



ガラス面の外側の設置例

(3) 一時広告物基準の解説

【一時広告物】

- ・ 暫定利用、イベント対応時について、別に定めがある場合は、これによるものとする。
(景観計画 広告物基準(重点届出区域))

※まちなみ創造区域(御堂筋デザインガイドライン地区)では、御堂筋デザインガイドラインに基づく協議等が必要となります。詳細については、大阪市HP「御堂筋沿道建築物のデザイン誘導等に関する協議の概要」をご参照ください。

【重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱に基づく一時広告物等に関する協議の概要】

重点届出区域において一時広告物の表示等を行う場合、「重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱(以下「デジサイ等要綱」という。)」に基づき、本市との事前協議が必要となります。

近年、イベント開催による集客力強化の機運の高まりが見られ、各種イベント等の開催により、地域のにぎわいづくりにつながっています。こういったイベント等について、各イベント内容に沿った広告物の掲出に柔軟に対応することにより、さらなるにぎわいの形成やまちの魅力向上が期待されることから、デジサイ等要綱に定める要件を満たし事前協議が成立したものについては、景観計画に定める広告物基準は適用除外としています。

ポイント

- デジサイ等要綱に基づく事前協議が成立すると、景観計画で定める広告物基準(面積や意匠等)が適用除外となります。
- これにより、例えばイベント会場等において、イベントの実施に必要な規模の広告物、高彩度色の使用や人物・キャラクター等の表示等が可能となります。
- 広告物の内容は、にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものとしてください。単なる企業公告や商品PRを目的とした一時広告物の表示は認められません。

一時広告物活用のイメージ



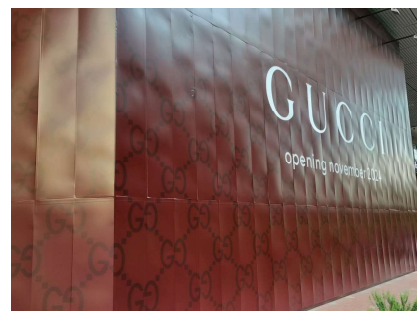
イベントのため、壁面をプロジェクションマッピングで装飾したもの



展示会の展示内容を表示したもの



工事中の建物を周知するため、工事中の仮囲いにテナント名等を表示したもの



【デジサイ等要綱に基づく事前協議において確認する内容（表示等の基準）】

デジサイ等要綱では、①表示の目的、②表示の期間、③表示する場所、④表示内容についての基準及び⑤その他配慮事項を定めています。以下にその内容と解説を記載します。

なお、公益目的のもの※については、広くにぎわいの形成や地域の魅力の向上につながるものが期待されるため、②表示の期間及び③表示する場所の基準は除外されます。

※公益目的のものとは、イベント等の主催者が国や地方公共団体等からの実施について推薦等を受けた団体等であって、実施する内容が、地域の振興や観光の振興など、まちの活性化に資するものとします。

①表示の目的

デジサイ等要綱では、一時広告物を以下のように定義しています。

イベント等	講演会、博覧会、スポーツ大会、音楽会、地域イベント、その他これらに類するイベントのために一時的に表示される屋外広告物（プロジェクションマッピング等の投影広告物及びデジタルサイネージを含む。）
暫定利用（工事仮囲い）	工事中の建築物等の周知等のために当該工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに暫定的に表示される屋外広告物

単なる企業・商品・店舗開店のPRを目的としたものは該当しません。景観計画の広告物基準に基づいて計画してください。

②表示の期間

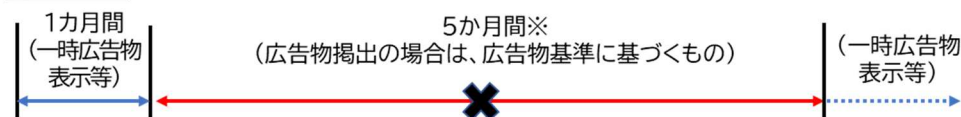
イベント等	原則1か月以内 表示期間の5倍以上の期間をあける
暫定利用（工事仮囲い）	工事期間中の必要な期間

イベント等については原則1か月以内を対象とします。（イベント等の期間には、イベントの事前周知の期間も含まれます。）

また、同一イベントに係る広告物を複数回表示する場合、二回目以降は前回の表示期間の5倍以上の期間あけてください。（下の説明図を参照してください）

ただし、公益目的のものについては、この基準は適用除外となります。

【例】同一イベントによる一時広告物表示等



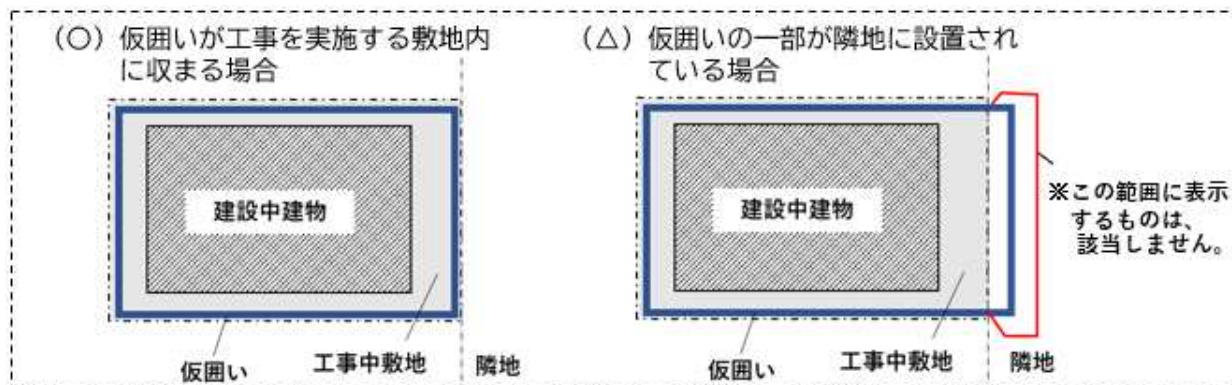
※ 相違するイベントによる一時広告物表示等の場合は、期間の規定はありません

③表示する場所

暫定利用（工事仮囲い）について対象となる広告物は、工事を実施している敷地内に限ります。（下の説明図を参照してください）

ただし、公益目的のものについては、この基準は適用除外となります。

（適用除外となる例）万博、光の饗宴等の開催について、イベント実施敷地以外で周知する等



④表示内容

共通	・ 公序良俗に反しないもの ・ 見る人に不快感や不安感を与えないもの ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する営業に関する広告物については表示又は掲出を認めない。
イベント等	イベント等の実施のために必要な事項
暫定利用（工事仮囲い）	工事中の建築物等の周知等のために必要な事項

表示内容の例は次のとおりです。

[イベント等]

- ・ イベントの名称、開催期間、内容、主催者名、その他案内に必要な表示
- ・ 装飾のための広告塔
- ・ イベントの出展ブース（テントやキッチンカー等の出展店舗含む）の名称等
- ・ イベントを開催するために必要な協賛企業についての周知（イベント敷地内に表示等を行う場合に限るものとし、イベント主催者が認める広告物内容に限る。）

[暫定利用（工事仮囲い）]

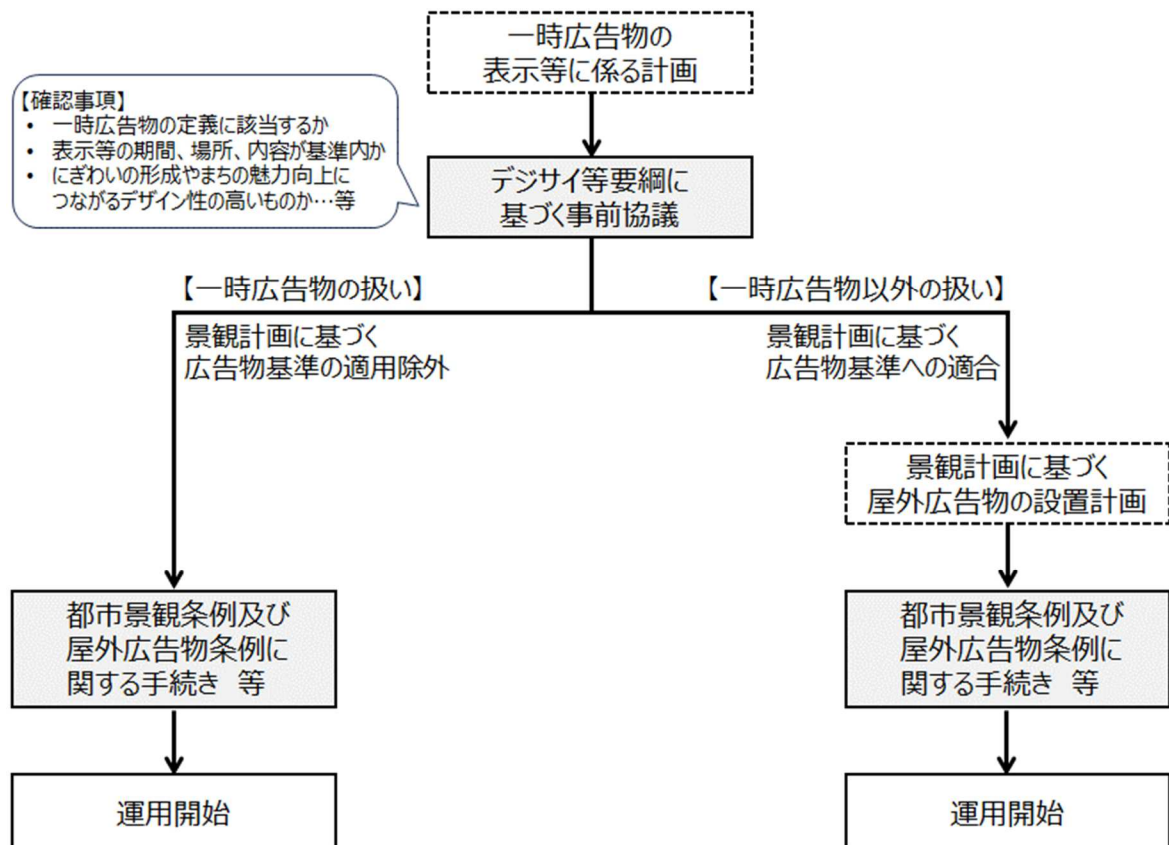
- ・ 建築工事中の周知等のために必要な建築物、入居テナントの名称やコーポレートロゴ等（その敷地内の工事とは関係の無い表示（別敷地での建物オープン予定等）は該当しません。）

⑤その他配慮事項

一時広告物の表示にあたっては、下記の要件を満たすよう努めてください。

共通	・ にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものであること ・ プロジェクションマッピング等を表示する場合にあっては、周辺への影響を抑えるため、明るさ（輝度）、表示速度、繰り返し回数、音量、音色等に配慮したものであること
----	---

【手続きフロー】



- 計画する屋外広告物について、デジサイ等要綱に規定する一時広告物として表示するには、デジサイ等要綱の基準に適合し、かつ事前協議を成立させる必要があります。
- 事前協議の結果、デジサイ等要綱の基準に適合しない屋外広告物については、景観計画で定める広告物基準に適合する内容で計画してください。
- 「一時広告物の扱い」または「一時広告物以外の扱い」のいずれの場合においても、デジサイ等要綱に基づく事前協議とは別に、都市景観条例や屋外広告物条例等に規定する事前協議や届出等の手続きが必要となります。